



固定資産の所有者が亡くなられた場合の手続きについて

土地や家屋を所有する方が亡くなれた場合には、名義変更等の手続きが必要となります。フローチャートをご参考いただき、必要な手続きをお願いいたします。

Q1 亡くなられた方は、固定資産の所有者ですか？

はい

いいえ

Q2 所有している物件は登記されていますか？

はい

いいえ

手続きはありません

令和6年4月から義務化となりましたので、法務局で名義変更(相続による所有権移転手続き)をしてください(裏面参照)。
※目安：3年以内

未登記家屋を所有している場合は、課税課家屋係へ「未登記家屋名義変更届書」を提出してください。

未登記の家屋を所有しているか、ご不明な場合には課税課までお問合せ下さい。

年内に登記が完了した場合には、登記が優先されます。新たな登記名義人が課税されることとなります。

Q3 上記の手続きが、既に終わっていますか？または12月末までに終わりますか？

はい

いいえ
わからない

課税課での手続きはございません。「現所有者申告書」は提出不要です。

【送付先の変更】

毎年4月に発送する固定資産税の納税通知書の送付先を変更するため、課税課に「現所有者申告書」を提出してください。

Q4 亡くなった方の口座から、固定資産税の口座振替をしていましたか？

はい

いいえ

2階8番窓口 納税課管理係（内線2441）にて、口座振替の解約または口座振替の変更登録の手続きが必要です。

手続きは以上です。

注意

この届出は、正式な名義変更をおこなうものではありません。正式な名義変更の手続きは、法務局（土浦支局）にてお願いいたします。

法務局での相続登記について

◎水戸地方法務局 土浦支局

住所：土浦市下高津一丁目 12 番 9 号

電話：029-821-0792（窓口で相談を希望の場合は予約が必要です）

窓口対応時間：午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

◎案内図



相続放棄について

相続放棄をされる場合は、家庭裁判所での手続きが必要です。

相続放棄の手続き後、裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しまたは「相続放棄申述受理証明書」の写しを課税課土地係・家屋係までご提出ください。

◎水戸家庭裁判所 土浦支部

住所：土浦市中央一丁目 13 番 12 号

電話：029-821-4349

【お問合せ先】

〒300-8686 土浦市大和町 9 番 1 号

土浦市役所 課税課 土地係・家屋係

電話：029-826-1111 内線 2228（土地係）／2337（家屋係）